

第58回 薬師岳夏山開き記念登頂会

開催日時 平成30年6月9日(土)～6月10日(日)

旅行代金 14,000円

集合場所までの有峰林道通行料(普通車1,900円)は参加者自己負担でお願いいたします。

募集人員 100名

最少催行人員 25名

宿 泊 太郎平小屋

食 事 朝食1回、昼食1回、夕食1回

初日の昼食はご持参ください

添乗員は同行しません。現地係員がご案内いたします。



日程表

6月9日(土)

9:30～10:30 参加者受付

9:30	受付開始(折立登山口)
11:00	折立発、十三重の塔参詣
13:00	三角点着
15:30	太郎平小屋着
17:00～18:30	太郎平小屋にて夕食 (2回に分けてとる)

6月9日(土)午前9時～午前9時30分 播隆上人像公園にて薬師岳夏山開き安全祈願祭を開催いたします。
記念登頂会参加者で、時間のご都合の良い方は、是非お立ち寄りください。

6月10日(日)

5:30	太郎平小屋にて朝食
6:30	太郎平小屋発
8:30	薬師岳山荘発
9:30	薬師岳山頂着<薬師如来像安置><記念登頂安全祈願>
10:00	薬師岳山頂発
12:00	太郎平小屋着(昼食)
12:50	解散式
13:00	太郎平小屋発
15:30	折立着(解散)

※天候等(雨・雪)によりコースが変更になる場合(登頂できないこと)もありますのでご了承ください。

申込み方法

健康で登山のできる65歳以下の方対象

はがき又はEメールにて下記項目を明記の上、下記申込先まで郵送・送信ください。

(1)住所

(5)電話番号

(2)氏名(読み仮名)

(6)登山歴と過去に登った山名

(3)年齢

(初めてのの方は初心者として明記してください)

(4)性別

支払い方法

返信します参加受付案内に記載の銀行口座に、申込金2,000円を事前に振り込みください。
残りの旅行代金12,000円は当日受付にてお支払いください。

申込先

〒939-2376 富山県富山市八尾町福島251

(有)タイセイツアーズ「薬師岳夏山開き記念登頂会」係

Eメール taiseico@topaz.ocn.ne.jp

申込締切日

平成30年5月30日(水)

※先着につき定員になり次第締め切ります。

集合場所

平成30年6月9日(土) 折立登山口

有峰林道は有料道路です、通行料金1,900円(普通車)は参加者でご負担ください。

参加者受付：午前9時30分～午前10時30分

<企画主催>

富山市観光協会

<旅行企画実施>

有限会社 タイセイ ツアーズ(富山県知事登録旅行業 第3-226号)

〒939-2376 富山県富山市八尾町福島251 TEL076-455-8211

総合旅行業務取扱管理者: 勘田 敦

<共催>

富山市・大山町山岳会

公共交通機関案内

北陸新幹線富山駅 → タクシー → 折立(約80分)

参考までに富山県タクシー協会のHPを紹介させていただきます

<http://www.t-taxi.sakura.ne.jp/>

●募集型企画旅行契約

この旅行は(有)タイセイツアーズ(富山市八尾町福島251 富山県知事登録旅行業第3-226号。以下「当社」という)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

また、旅行条件は、上記に記載されている条件のほか、以下条件、確定書面送付時に同封いたします旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込及び契約成立

申込書に所定の事項を記入し、所定の期日までに旅行申込金(2,000円)をお支払いください。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し旅行申込金を受領した時に成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発当日にお支払いください。

●旅行代金に含まれるもの

明示した宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。

●旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。電話料、追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金、発着地までの交通費。

●旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

●旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の21日目にあたる日以前の解除	無料
旅行開始日の20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
旅行開始日の7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

(2)お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき。
- ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき。
- ③天災地変、戦乱等の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき。
- ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終旅程表を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき。

●当社の責任及び免責事項

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。

(2)手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

- ・死亡補償金:1500万円
- ・入院見舞金:2~20万円
- ・通院見舞金:1~5万円
- ・携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円
(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。自己負担額1事故につき3千円)

●お客様の責任(抜粋)

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載されたサービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件書は2018年4月6日を基準としています。旅行代金は2018年4月6日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。